

ながさ木・なごみの街づくり事業実施要領

制 定 平成 29 年 6 月 15 日 29 林第 198 号
一部改正 平成 31 年 4 月 11 日 31 林第 47 号
一部改正 令和 2 年 4 月 1 日 2 林第 22 号

(趣 旨)

第 1 条 本事業は、ながさき森林環境税（以下「環境税」という。）の趣旨に即した県産木材の利用を促進するために、民間の「PR 効果の高いスペース」及び「教育・保育スペース」において、木質化及び木製品を県産木材で整備する取組を支援する。

なお、この事業の実施に当たっては、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱及びながさき森林環境保全事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産木材」とは、長崎県内で生育し伐採されたスギ・ヒノキの丸太を県内外で加工した製材品をいう。
- (2) 「PR 効果の高いスペース」とは、銀行、店舗、飲食店、宿泊施設、交通機関（待合所等）、病院などの不特定多数の県民が利用する空間をいう。ただし、法的規制や施設の運営方針等による利用者の年齢、性別等の個別要因を理由とする利用制限や施設関係者以外の利用者制限が必要な空間を除く。
- (3) 「教育・保育スペース」とは、民間の学校、幼稚園、保育園、学童保育などの施設で、児童や生徒の教育や保育を目的としている空間をいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁、木柵、デッキ等の屋外に面する部分に県産木材を使用し整備することをいう。
- (5) 「木製品」とは、机、テーブル、椅子、ベンチ、柵、部屋の間仕切りなどの家具及び教育・保育スペースの遊具・玩具等で県産木材を使用し製作するものをいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業の区分、経費、内容、補助率、補助金額の範囲は、別表第 1 に定めるとおりとし、次に掲げるものを除く。

- (1) 国が実施している事業の対象となる事業
- (2) 県が実施している当該事業以外の事業の対象となる事業

- (3) 民間助成金の対象となることが明らかな事業
- (4) 分担金又は負担金の支出に係る事業
- (5) 市町が実施している事業の対象となる事業
- (6) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる事業
- (7) 環境税の趣旨に合致しない事業
- (9) 施設の維持管理に要する経費
- (10) 職員の給与に要する経費
- (11) 不動産取得に関する経費
- (12) 施設の取り壊し経費
- (13) その他、知事が不相当と認めた経費

(事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内に補助対象施設を所有する民間事業者で、法人登記されていること。なお補助対象施設が事業実施主体の所有でない場合においては、補助対象施設の所有者から、賃貸契約書等の書面により事業の同意を得ていること。
- (2) 県産木材のPR活動に協力できること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる団体は事業実施主体となることができない。

- (1) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制下にある団体。
- (3) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる団体。

(補助対象施設)

第5条 補助対象施設は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 長崎県内に存すること。
- (2) 県産木材の使用率は、総木材使用材積に対して木質化及び木製品でそれぞれおおむね80%以上とする。
- (3) 年度内に確実に完成すること。
- (4) 森林環境税により整備した施設であることを利用者にわかりやすくPRできる表示板等を設置すること。
- (5) 整備した施設は完成の翌年度から起算して8年以上適切に維持管理され、継続的に利用されること。

(全体事業計画書の作成等)

第6条 事業実施主体は、ながさ木・なごみの街づくり全体事業計画承認申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、知事に提出のうえ承認を受けるものとする。

- (1) 全体事業計画書（様式 2 号-1）
- (2) 事前点検シート（様式第 2 号-2）
- (3) 事業実施主体の法人登記の写し
- (4) 事業実施主体が補助対象施設を所有していることを証明する登記の写し（所有していない場合は賃貸契約書の写し等）
- (5) 補助対象施設を整備するために必要な許認可等の写し（必要な場合のみ）
- (6) 補助対象事業費の積算資料（見積書又は設計書等）
- (7) 補助対象施設の位置図、図面、現況写真（木製品についてはパンフレットや完成イメージ図等）

3 知事は、全体事業計画書の内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、承認した全体事業計画書に基づき、予算の範囲内で様式第 3 号により、事業実施主体に内示する。

（事業の実施）

第 7 条 事業は補助金交付決定通知日以降に、次により適切に実施するものとする。

- 1 事業の契約方法については、原則として入札または見積もり合わせにより実施するものとする。
- 2 木質化及び木製品の施工及び製作については、県内企業を優先するものとする。

（実績報告書のその他知事が必要と認める書類）

第 8 条 実施要綱第 8 条第 2 項第 3 号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 全体事業実績書（様式第 2 号-1）
- (2) 補助対象事業費の積算根拠及び支出証拠書類
- (3) 契約書等の写し
- (4) 長崎県産木材供給体制整備推進協議会が定める長崎県産木材認証規程第 2(2) に規定された長崎県産木材証明書の写し
- (5) 補助対象施設の完成状況写真（PR 表示板写真含む）

（県の完成確認）

第 9 条 県は、事業実施主体より実績報告書が提出された後、補助対象施設の現地確認及び支出証拠書類等の書類検査を実施するものとする。

- 2 県は完成を確認した場合は、完成確認通知書を補助事業者に交付するものとする。

（事業の公表）

第 10 条 県は、補助対象施設の完成を確認した後に、事業内容を県のホームページにて公表するものとする。

(適正な管理等)

第 11 条 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業の目的が達成されるよう、適正な管理に努めるものとする。

2 第 5 条第 1 項第 6 号に定める期間内において、補助対象施設の用途等を変更する場合は、事前に用途変更の事前協議書（様式第 4 号-1）を知事に提出するものとし、知事は協議結果を事業実施主体に用途変更の事前協議結果（様式第 4 号-2）により通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が定める。

付 則

1. この要領は、平成 29 年度予算から適用する。
2. この要領は、平成 31 年度予算から適用する。
3. この要領は、令和 2 年度予算から適用する。

別表第1(第3条、第4条、第5条)

事業区分	事業の内容	事業実施主体(補助事業者)	補助対象経費	補助率	補助金額の範囲
木質化	PR効果の高いスペース	民間事業者(実施要領第4条の要件を満たすもの)	木質化を行うために直接必要な資材費と労務費及び諸経費	1/2以内(補助対象経費に示す資材費を超えない範囲)	50万円を下限とし、上限は年間利用見込者数により以下のとおりとする。 15,000人以上:200万円 5,000人以上15,000人未満:150万円 5,000人未満:100万円
	教育・保育スペース				50万円を下限とし、上限は200万円とする。
木製品	PR効果の高いスペース		木製品の製作及び設置に直接必要な資材費と労務費及び諸経費		20万円を下限とし、上限は100万円とする。
	教育・保育スペース				20万円を下限とし、上限は100万円とする。

※1施設に両区分を実施する場合の補助金額の上限は合計で200万円とする

(参考) 第5条 表示板等に記載する内容

- ①施設名・店舗名
- ②ながさき森林環境税
- ③令和〇年度 ながさ木・なごみの街づくり事業
- ④県産木材を使用していることの記載(例:この建物には長崎県産スギ・ヒノキを使用しています)

令和 年 月 日

長崎県知事

様

郵便番号

事業実施主体 住 所

名 称

代表者 職・氏名

印

令和 年度 ながさ木・なごみの街づくり事業 全体事業計画承認申請書

ながさ木・なごみの街づくり事業実施要領第6条第1項の規定に基づき、全体事業計画を申請します。

記

○添付書類

- (1)全体事業計画書(様式第2号-1)
- (2)事前点検シート(様式第2号-2)
- (3)事業実施主体の法人登記の写し
- (4)事業主体が補助対象施設を所有していることを証明する登記の写し
(所有していない場合は賃貸契約書の写し等)
- (5)補助対象施設を整備するために必要な許認可等の写し(必要な場合のみ)
- (6)補助対象事業費の積算資料(見積書又は設計書等)
- (7)補助対象施設の位置図、図面及び現況写真
(木製品についてはパンフレットや完成イメージ図等)

担当者

TEL

FAX

メールアドレス

ながさ木・なごみの街づくり事業 全体事業(計画・実績)書

1. 事業計画概要

事業実施主体	名称	
	所在地	
	電話番号	
補助対象施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
補助対象施設の種類(どちらかに○)	PR効果の高いスペース ・ 教育・保育スペース	
事業区分(どちらかに○)	木質化 ・ 木製品	
事業の目的及び概要 (県産木材を使用して整備する目的など)		
年間利用者数(見込み)	年間	人
PR方法(PR効果の高いスペースのみ)		
事業実施期間(予定)	令和年月日	～ 令和年月日
補助対象施設の管理方法		
消費税の課税事業者別	課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者	

2. 事業費(木質化の場合)

事業量	使用箇所	面積(m ²)	総木材使用材積(m ³)	うち県産木材使用材積(m ³)	県産木材使用率(%)
	計				
補助対象経費	積算区分	金額(円)	うち資材費(円)	見積書の番号等	備考
	計(税抜)				
	消費税相当額(10%) ※課税事業者は対象外				
合計					
補助対象経費×1/2と 資材費のどちらか小さい額 (1,000円未満切捨て)			※補助金額は、補助対象経費の 資材費以内		

3. 事業費(木製品の場合)

事業量	製品名	数量	総木材使用材積(m3)	うち県産木材使用材積(m3)	県産木材使用率(%)
	計				
補助対象経費	積算区分	金額(円)	うち資材費(円)	見積書の番号等	備考
	計(税抜)				
	消費税相当額(10%) ※課税事業者は対象外				
	合計				
補助対象経費×1/2と 資材費のどちらか小さい額 (1,000円未満切捨て)					※補助金額は、補助対象経費の 資材費以内

4. 県補助金査定結果

県補助金額査定欄 ※事業実施主体は 記入しない	区分	補助金額(円)	備考
	木質化		50万円～100・150・200万円
	木製品		20万円～100万円
	計		

5. 収支内訳

(円)

区分	補助対象事業費	事業費負担区分			
		県補助金	自己負担	その他	備考
木質化					
木製品					

事前点検シート

区分	内容	確認結果 (チェック)	
税事業としての 適合性	森林環境の保全又は森林を守り育てる意識づくりを図る事業となっている。		
	事業効果等において事業の有効性が認められる。		
	地域に根ざした事業として、継続性、発展性が認められる。		
	事業実施後の管理体制が整っている。		
事業の対象	他の既存事業(国、県、市町、民間)の対象となる事業ではない。		
	分担金又は負担金の支出に係る事業ではない。		
	政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる事業ではない。		
事業の実施 (全般)	事業の実施にあたって関係諸法規等の届出や許可等の手続きが行われることが確実である。		
	事業実施主体としての要件を満たす民間事業者であり、法人登記されている。		
	PR効果の高いスペースにおいては、法的規制や施設の運営方針等による利用者、年齢、性別等の個別要因を理由とする利用者の制限がない。		
	PR効果の高いスペースにおいては、従業員等(職員等)の関係者以外の利用者制限が社会通念上必要と認められる区域を含んでいない。		
	事業実施主体は、補助対象施設を所有している。		
	事業実施主体が、補助対象施設を所有していない場合は、補助対象施設の所有者から、事業について同意を得ている。		
	事業で整備した施設等は適切に維持管理され、8年間以上継続的に利用される。		
	県産材PR活動に協力できる。		
事業の実施(事業 細区分別)	木質化	総木材使用材積に対する県産木材使用率は、おおむね80%以上になっている。	
		事業は、実施年度の年度末までに完了するようになっている。	
		ながさき森林環境税により整備した施設であることを利用者にわかりやすくPRするために、表示板を設置するようになっている。	
	木製品	総木材使用材積に対する県産木材使用率は、おおむね80%以上になっている。	
		事業は、実施年度の年度末までに完了するようになっている。	
		ながさき森林環境税により整備した施設であることを利用者にわかりやすくPRするために、表示板を設置するようになっている。	
対象経費	事業実施主体が課税事業者である場合は、補助対象経費に、消費税相当額は含まれていない。		
	不動産取得に関する経費は含まれていない。		
	取り壊し経費は含まれていない。		

番 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

長崎県知事 印

令和 年度 ながさ木・なごみの街づくり事業 全体事業計画書
の承認及び同事業費補助金の内示について

令和 年 月 日付けで提出がありました令和 年度 ながさ木・なごみの街づくり事業
全体計画書については、これを承認し、標記事業費補助金を下記のとおり内示します。
なお、補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

記

○ながさ木・なごみの街づくり事業

事業区分	補助対象経費 (円)	内示額 (円)	備考
木質化			
木製品			
計			

長崎県知事 様

事業実施主体 郵便番号

住 所

名 称

代表者 職・氏名

印

用途変更の事前協議書

令和 年度ながさ木・なごみの街づくり事業で実施しました補助対象施設の用途変更について、下記のとおり事前に協議します。

記

補助対象施設の名称	
補助対象施設の所在地	
補助対象施設の利用区分	PR効果の高いスペース ・ 教育・保育スペース
県の完成確認検査年月日	
県が完成を確認した日の翌年度から8年間で終了する年月日	
変更後の用途	
用途の変更理由	
補助の目的を継続して達成できる用途の変更なのか	

※必要に応じて、書類を添付すること。

事業実施主体 様

長崎県知事 印

用途変更の事前協議結果

令和 年 月 日付けで提出されました用途変更の事前協議書について、下記のとおり結果を通知しますので、適切に対応願います。

記

補助対象施設の名称	
補助対象施設の所在地	
補助対象施設の利用区分	PR効果の高いスペース ・ 教育・保育スペース
変更後の用途	
協議結果	

(参考)長崎県産木材認証規程第2(2)の県産木材認証事業体が発行する長崎県木材証明書

長崎県産木材証明書

年 月 日

(請負者又は事業実施主体)

様

1. 工事名

2. 工事場所

3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量(本束)	単材積	材積	備考
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	

4. 素材の生産地(市町名当)

上記の製品は、長崎県産木材であることを証明します。

(証明者)

認証事業体番号

名称

代表者氏名

TEL

FAX

印